

**法堂寺遺跡公園及び東近江市悠久の丘あかね古墳公園の指定
管理者の指定につき議決を求めることについて**

法堂寺遺跡公園及び東近江市悠久の丘あかね古墳公園の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
法堂寺遺跡公園	滋賀県東近江市五個荘竜田町 627番地2 特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
東近江市悠久の丘あ かね古墳公園	滋賀県東近江市桜川西町281番 地1 一般社団法人がもう夢工房	同上

提案理由

法堂寺遺跡公園及び東近江市悠久の丘あかね古墳公園の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。